

**女性デジタル人材育成及び就労支援業務  
委託事業者 募集要領（公募型プロポーザル）**

**1. 案件名称**

女性デジタル人材育成及び就労支援業務

**2. 業務に関する事項**

(1) 事業目的と概要

市内在住の女性を対象に、フルリモート等柔軟な勤務形態での就労にもつながるよう、企業の需要が高いとされる Web マーケティングをはじめとしたデジタルスキルの習得と就労支援のプログラムを実施する。

※企業等への就職・転職、または副業等の就労形態を含む

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

(4) 事業規模（契約上限額）

金 10,000,000 円（消費税・地方消費税含む）

**3. 契約に関する事項**

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は市と協議の上、企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

原則として、業務完了後本市の検査を経て受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、受託者より申請がある場合は、契約金額の 3 割以内の額で事業着手に必要と認められる金額を契約締結日から 2 ヶ月以内に前払金として支払う。

(3) 契約頭書及び委託契約約款

別紙 2 のとおり

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

**4. 応募資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(3) 会社更生法に基づく更生手続き及び民事再生法による再生手続きの申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るお

それがないと神戸市が定めた団体を除く。) でないこと。

- (4) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (6) 業務遂行に各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合は、これらを受けていること。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 本市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (9) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (11) 直近1年間の所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税などを滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (12) 共同企業体として参加する場合は、代表者及び全構成員が上記(1)～(11)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。なお、共同企業体の代表者及び構成員は、本事業の公募について単独または他の共同企業体の代表者及び構成員として参加することはできない。

## 5. スケジュール

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| (1) 公募開始         | 2026年6月8日(月)           |
| (2) 参加申請及び質問提出期限 | 2026年6月22日(月) 17時必着    |
| (3) 質問に対する回答     | 2026年6月25日(木) 予定       |
| (4) 企画提案書の提出期限   | 2026年7月21日(火) 正午必着     |
| (5) 選定委員会        | 2026年7月27日(月)または28日(火) |
| (6) 選定結果の通知      | 2026年7月下旬予定            |
| (7) 契約締結         | 2026年8月上旬予定            |
| (8) 事業完了         | 2027年3月31日(水)          |

## 6. 参加手続き等に関する事項

仕様書及び各種様式については、市ホームページからダウンロードすること。

○各書類の提出先(共通)

郵送の場合：〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-3 神戸市男女共同参画センター

E-mailの場合：[danjyo@city.kobe.lg.jp](mailto:danjyo@city.kobe.lg.jp)

神戸市地域協働局男女共同参画課 佐野、石坂(078-361-6978)

### (1) 参加申請手続

ア 提出書類 参加申請書兼誓約書(様式1)

イ 提出方法 PDFデータを電子メールで提出 ※要電話連絡

ウ 提出期限 2026年6月22日(月)17時必着

(2) 質問 (任意)

ア 提出書類 質問書 (様式自由)

イ 提出方法 電子メールで提出 ※要電話連絡

ウ 提出期限 2026年6月22日(月)17時必着

エ 質問に対する回答 2026年6月25日(木)に全参加事業者へ電子メールで送付予定

オ その他 ・上記以外の方法による質問には回答しない。

・回答内容は、本募集要領及び仕様書等を追補するものとして取り扱う。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

①企画提案書提出書 (様式2)

②企画提案書

○記載項目 (必須)

- ・本業務の実施方針
- ・提案のセールスポイント
- ・講座等の概要案 (スケジュール、実施回数及び各回の時間、招聘する講師等)
- ・受講条件 (スキル、PCの推奨スペックやソフトウェア等)
- ・参加者募集及び選考方法
- ・講座期間中の受講者へのサポート内容・体制
- ・数値目標
- ・本業務にかかる実施体制及び全体の実施スケジュール等
- ・類似業務実績

○注意事項

- ・A4サイズ20ページ程度とし、表紙と目次以外にページ番号を記載すること。
- ・参加事業者が類推されるような名称・文言やロゴマーク等は記載不可
- ・著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

③見積書 (内訳含む)

④法人に関する書類

登記簿謄本又は登記事項全部証明書等の写しを提出すること。

⑤電子契約システム利用確認書 (様式5)

SMBCクラウドサイン(株)が提供する電子契約サービスによる契約締結に応じる場合、提出すること。

市HP : [https://www.city.kobe.lg.jp/a32541/20220520\\_econtract.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a32541/20220520_econtract.html)

※共同企業体として参加する場合

⑥共同企業体結成同意書 (様式3) 及び代表者を除く構成員の誓約書 (様式4)

イ 提出方法 PDFデータを電子メールで提出 ※要電話連絡

ウ 提出期限 2026年7月21日(火)正午

## 7. 選定に関する事項

### (1) 評価基準

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行う。各項目の評価内容等は別紙「評価基準」を参照すること

- ・企画内容 【55点】
- ・業務遂行能力 【10点】
- ・業務実績評価 【10点】
- ・地域貢献評価 【10点】
- ・社会貢献評価 【5点】
- ・価格点 【10点】

### (2) 選定方法

#### ア 選定委員会

「女性デジタル人材育成及び就労支援業務 委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という）が評価基準に沿って審査し、その意見を受けて選定する。

#### イ 選定方法

- ・選定委員は企画提案書に対し評価基準に沿って100点満点で評価を行い、各委員の総評価点が最も高い参加事業者を委託候補者とする。
- ・評価点の合計が5割未満の場合は、企画提案者が1者のみの場合であっても、受託候補者として選定しない。
- ・見積金額が契約上限額を超えている場合、評価点は算出せず失格とする。
- ・審査の結果、評価点が最も高い参加事業者が複数いる場合は、「企画内容」の合計点数が高い者を契約候補者とする。
- ・契約候補者が辞退又は当実施要領の規定に違反した事等を理由に契約締結の協議が不調となった場合は、評価点の合計が上位の者から順に協議する。

#### ウ プレゼンテーション審査（詳細は別途通知予定）

①開催日程（予定） 2026年7月27日(月)または28日(火)

②場所 神戸市役所1号館内 会議室

③その他

- ・各参加事業者の説明時間は15分、委員との質疑応答は10分とする
- ・参加事業者多数により、事前に行う書面審査を通過した参加事業者に対してのみプレゼンテーション審査を行う場合がある。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加事業者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までに他の参加事業者に対して提案内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに文書で通知する。

また、本市ホームページに契約候補者の名称と総得点、他の参加事業者の総得点を掲載する。

## 8. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類について、選定委員会開催前に内容を確認する場合がある。
- (3) 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて公開の対象となる。
- (4) 提出書類は、期限後の提出や差し替え、返却は受け付けない。
- (6) 提出された企画提案書は、審査や業者選定の用以外に参加事業者が無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本公募型プロポーザル参加は無効とする。

## 9. 問い合わせ・書類提出先

〒650-0016 神戸市中央区橘通 3 - 4 - 3 神戸市男女共同参画センター  
神戸市地域協働局男女共同参画課 佐野、石坂  
TEL : 078-361-6978 E-mail : [danjyo@city.kobe.lg.jp](mailto:danjyo@city.kobe.lg.jp)